令和4年度 第2回 宮城県福祉サービス第三者評価事業推進委員会 議事録

日時:令和4年12月22日(木)

午後2時から午後3時20分まで

会場:宮城県行政庁舎10階 1002会議室

出席者

1 委員

豊田正利委員,黒田文委員,土井孝博委員,中鉢義徳委員(web会議出席), 千葉由美委員,盛元貴委員,川口慶介委員 ※ 10人中7人出席

2 事務局

〔社 会 福 祉 課〕相澤参事兼課長,戸引課長補佐(社会福祉団体調整担当), 団体指導班 室野井課長補佐(班長),吉田主任主査(副班長), 及川主事,遠野主事

※ 議事録中の課名略称:「社福」

[子育て社会推進課] 保育支援班 佐久田課長補佐(班長), 浅野技師

※ 議事録中の課名略称:「子育て」

〔障 害 福 祉 課〕運営指導班 大槻主事

[長寿社会政策課] 運営指導班 佐倉主事 (副班長)

会議の内容

1 開会

【司会:室野井班長】

- ・司会から,過半数の出席を要する福祉サービス第三者評価事業推進委員会条例第4条第 2項の規定により,会議が有効に成立している旨報告。また,宮城県情報公開条例に基 づき,公開により進める会議である旨説明。
- 2 あいさつ

【相澤参事兼課長】

令和4年度第2回宮城県福祉サービス第三者評価推進委員会の開会に当たり,一言御挨 拶申し上げる。 本日は、年末のお忙しいところ、本委員会に御出席いただき、誠に感謝申し上げる。また委員の皆様には、日頃、本県の社会福祉の推進に御指導、御協力を賜り、厚く御礼申し上げる。

さて,前回の委員会では,議事である「本年度の事業計画」において,幼保連携型認定 こども園及び地域型保育事業の基準の設定にあたって,保育所版を基に定めていきたい旨 の説明を行い,皆様から御意見をいただいたところである。

本日の委員会では、評価基準案についてお諮りさせていただきますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げる。

委員の皆様には、忌憚のない御意見を賜りますようお願い申し上げ、開会の御挨拶とさせていただく。本日はどうぞよろしくお願い申し上げる。

3 議事

宮城県福祉サービス第三者評価基準の設定について(幼保連携型認定こども園版,地域型保 育事業版)

【豊田委員長】

限られた時間ということもあり、非常に膨大な資料になっている。早速、次第3の「宮城県福祉サービス第三者評価基準の設定について」。今回は幼保連携型認定こども園、そして地域型保育事業の二つが対象となっている。早速、事務局の方から御報告をお願いしてよろしいか。

【事務局・社福/子ども】

[事務局から,資料1から資料4-2により,宮城県福祉サービス第三者評価基準の設定について説明。途中,資料4-2の落丁が発覚し,資料差し替えのため一時中断。その間,web会議システムの音声確認が行われた。資料差し替え後,説明を再開した。]

【豊田委員長】

補足事項は特に無しで良いか。

まずは膨大な資料の御説明、御苦労様でした。何はともあれ、ただいま御報告のあった、厚労省による評価基準ガイドラインこれには、この本部会の幼保連携型認定こども園と地域型保育事業の策定にあたってということだが、そして、昨年度全社協で開催された「評価調査者普及協議会」においても、新たな評価基準を設定する予定は無いということが、もう明らかにされている。どうしてなのかという気がするが、一方で、全国の47都道府県のうち、幼保連携型を受審しているのが36都道府県、地域型保育事業に関しても27都道府県であるとのこと。一方、4年前の2018年頃について、宮城県においても、地域型保育事業を評価の対象として受審した。失礼しました、幼保連携

型認定こども園である。その際には、結局、評価基準そのものがなかったため、保育所版の評価基準を用いて評価を行ったという経緯が報告された。そのような全国的な動向の中で、県としても、この二つの事業に関する新たな評価基準を設定することになったということで、今回の案を示していただいた。そしてまずは、今年度中には、ある程度内容を固めた上で、令和5年4月1日から設定の基準を施行したいという予定を報告いただいた。

本日は御質問をいただき、内容を少し整理してからお聞きしたら良いと思ったが、ここは委員の皆様からどんな部分でも結構なので、大まかな御質問、御意見を頂戴することにしたいと思う。特に委員の皆様は、既に昨今のこうした児童関係の施設を取り巻く状況、考えられないような虐待が発生する等、目に余るような状況も見られている。そういった意味でもこうした、今後、事業は非常に大切になると感じている。今回の委員の皆様の中には、こうした児童関係の保護者代表の方も来ていただいているが、様々な視点から、全編を通した御質問或いは御意見等をいただきたいと思う。どなたか口火を切っていただける委員の方はいらっしゃらないか。

中鉢委員は、私の声が聞こえていないということなので、そちらの方は御質問等があれば受けていただいてよろしいか。

[事務局側で中鉢委員音声状況を確認したが,事務局側の声は聞こえるものの,豊田委員長の声はほとんど聞こえないとの指摘あり。]

【事務局・社福】

これまでの御説明の中で、何かの資料等に関して御意見御質問等はあるか。

【中鉢委員】

幼保連携型認定こども園及び地域型保育事業を受けるということで、概ね私は良いと思う。

【豊田委員長】

ありがとうございました。

他に委員の皆様、いかがか。盛委員、保護者代表の立場から、是非御質問或いは御意 見、どんな角度からでも視点からでも構わないので、御質問御意見等あるか。

【盛委員】

委員長からの御指名なので、1点、どういうことなのかと思ったところがあった。判断基準について、ABCという分かれ方をしていると思うが、これは評価をする段階で加点式なのか減点式なのか。ABCだと、多分Aが何個、Bが何個というふうになるので、逆に1・2・3で加点か減点かのどちらか分からないが、数字で示した方が合計の数字が出るので明確なのではと思う。その辺について、実際はABCじゃなくて1・2・

3なのか。ABCのままなのか、その辺が知りたいと思う。

【豊田委員長】

御質問ありがとうございました。事務局の方から回答願う。

【事務局・社福】

判断基準ABCの件だが、国の方から判断基準の見方について示されており、Aの評価については、「よりよい福祉サービスの水準や状態、或いは質の向上を目指す際に目安とする状態」と掲げられている。Bの評価については、「Aに至らない状況、多くの施設、事業所の状態。或いはAに向けた取り組みの余地がある状態」と示されている。逆に一番下にあるC評価になると、「B以上の取り組みとなることを期待する状態」と定義されている。Cが一番最悪、或いはBが真ん中の評価という定義づけはされていないようである。あくまでも、その上の段階を期待する状態という形で、ABCという評価の段階が示されているようである。

【豊田委員長】

盛委員いかがか。

【盛委員】

ということは、逆に言うとAが何個あったとか、Bが何個あったという結果の通知だけで、それをもとに、適している又は不適だという基準や判断をするというわけではないということか。

【事務局・社福】

その通り。

【豊田委員長】

ありがとうございました。他に委員の皆さんどなたか。

元々は保育所版をベースにして策定したということで、保育所版の違い、また幼保連 携型と地域型、それぞれの違い等も先程、御報告御説明いただいたところであった。

土井委員、お願いします。

【十井委員】

一つお聞きしたい。先ほどガイドラインに設定されていないということだったが,36都道府県は(幼保連携型認定こども園を)第三者評価の対象としており,地域型保育事業は27都道府県を設定しているということだが,今回設定した幼保連携型のガイドラインについては,他県のその内容と比較して,例えば違い等で独自に設定したものなのか。例えば他県等々の評価項目を参考にしながら設定したものなのか。ガイドラインがない中でということだと思うので,どのように設定されたのかというところをお聞きしたいと思った。

【事務局・子育て】

他県の評価基準も見たが、ベースとしてはやはり県の保育所版を基に作成している。

【土井委員】

特に大きな違いは他県とはないという理解でよろしいか。

【事務局・子育て】

特に(大きな違いは)なかった。

【豊田委員長】

黒田委員,お願いする。

【黒田委員】

教えていただきたいが、これまで使用している保育所版の評価基準等では、分かりに くいという、結構項目に対する評価があり、新しく作成する場合に、何か配慮して変え た部分があったのか。

それとも1回使ってみてから、それを変えるつもりなのかという、その辺りを教えていただけるか。

【事務局・社福】

今回の設定についてだが、主に幼保連携型認定こども園や地域型保育事業などに見合った言葉の置き換えが主な改正内容となっており、具体的な中身の改正というのはあまり行っていない。今後、何かしらこの設定の中で、多くの御意見や変更するべきではないかという声があれば、今後こちらの方でもこれ以上の改定を検討していきたいと考えている。

【豊田委員長】

私からよろしいか。まずはこのガイドライン。当初、資料2-1と2-2ぐらいだけで良いのではという気がしたが、やはり資料3と4も当然必要なのだろう。共通評価の1の福祉サービスに関係した部分だが、この二つの事業版でも共通している表現になっていると思う。この中で「利用者」という表現と、「子ども」そして「保護者」という表現が使い分けされている。

例えば苦情解決の仕組み等に関しては、まずは、この苦情解決の仕組みが十分に機能 するような体制に関する評価を出されるが、ここでの「利用者」という表現は、苦情解 決の仕組みの場合は、「子ども」を指しているのか、それとも「保護者」も含めているの か。

【事務局・社福】

何ページか教えていただけるか。

【豊田委員長】

例えば、資料の2-1でいうと、10ページから19ページあたりになる。

「利用者満足の向上に努めている。」(資料2-1 Ⅲ-1-(3))

「利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。」(資料2-1 Ⅲ-1-(4)) 他のページでは、「子ども」や「保護者」となっているが、「利用者」というのは、ど ちらを指しているのか。分かれば教えていただきたい。

【事務局・子育て】

こちらとしては、「子ども」と「保護者」の両方を考えている。

【豊田委員長】

例えば、私もかつて障害者施設の苦情解決の第三者委員を仰せつかったことがあるが、 入所なさっている方々が長期化すればするほど、自分たちの生活環境が、客観的に好ま しくない状況であったとしても、ほとんど環境に順応し、それが正常な環境になってし まっている。そこに苦情が発生しない。従って、まずは利用者等が様々な苦情を認識す るためには、何か工夫が必要だと改めて感じた。第三者委員としての無力をやはり感じ ることもあった。

例えば、いわゆる地域型保育について、0歳の子供たちが、苦情を施設に対して申し出るか。「もっとこうしてくれ」等。2歳児の子供が、保育士の対応が悪い等と訴えてくるか。意地悪な質問をしてしまって申し訳ない。そうなると、やはり子供を通して保護者の声が子供の声を代弁するという、まさにアドバイザーの役割としては、保護者が一番じゃないかと思う。一方で、やはりその子供たちが、自分たちなりに様々な思いを訴える窓口を、どのように施設の方で工夫していくのか。このようなことが何か評価の中に表現できる方法があるのかと感じたが。

土井委員、例えば、高齢者の関係で進める、そのような工夫もされているか。

【土井委員】

高齢者の場合,特に特別養護老人ホームは,大分重度化しているということがあるが, 基本的に特に今は,日常生活の中で,やはりその声を拾うというところになってくると 思うが,保育の場合は,日頃から保護者の方も関わっているということと,施設では今 コロナ禍もあり,取り入れていくことや声が拾いきれないという部分がある。

我々自身が、やはりいかに利用者の声を拾うとしているか、拾うという意識があるかどうかという、まず根本的なところがあるかと思う。高齢者施設の場合は、そもそも我々職員が、利用者さんの声を拾うという意識がまずあるかないかという点の指導というのは大事だと思うが、幼保の場合は、保護者ということで、やはりお子さんの声を保護者の皆さんが聞いた時に、やはり違和感を感じて、満足度の部分で確認や聞くというところが重要になるだろうと思うが、なかなかり歳児、1歳児、2歳児となると難しいので

はと正直思うところはある。

どのように0歳児、1歳児、2歳児の声を拾うのかは非常に難しいところもあるが、ただ2歳児ぐらいになった時には、近年の虐待の問題も非常に取り沙汰されているので、ちょっとした声等を保護者の皆さんが拾って、それをどのように満足度として繋げていくのかというところが難しいと思うので、そこは豊田委員長が言われたとおり非常にポイントなってくるのではないか。今後ともどのように、こういった満足度の確認をしていくのかは少し議論していく必要があろうかと思う。

【豊田委員長】

ありがとうございました。

やはりそういった辺りをしっかり捉えていかないと、いざとなって評価をするときに、 正確な評価ができなくなってしまう。そのように感じたため、疑問を述べさせていただいた。 私ばかりで申し訳ない。千葉委員、何かないか。

【千葉委員】

非常に膨大な資料に追い付いていくのが精一杯。例えば豊田委員がおっしゃったよう に、判断基準の中での表現の仕方や、一般的には両方というふうに考えたほうが良いか と思う。

子供自身が「利用者」とは読みにくいということがあるので、例えば「利用者」の他に何か表現があるかどうか考えたが、「本人」や「当事者」という表現もあるのではと思う。それから、サービスの利用者として協議する場合に、カッコして「(家族を含む)」という見方がある。

表現というのは難しく、しかし最近の裁判の判例で、経営者には罪はないと判断した 裁判官がおっしゃったことだが、やはり罪に値するというほどのものがなかったいう、 何かは忘れたが、その値するだけの根拠が見当たらなかったという言い方もされていた ように、言葉は非常に難しいと思っている。

【豊田委員長】

ただいまの千葉委員からの御意見に対して、何か事務局の方からあるか。

【事務局・社福】

先ほどの御意見いただいた「利用者」の言葉の置き換えの件だが、案の方でいただいた「本人」或いは「当事者」、或いは「家族」「(家族を含む)」という言い換えについては、一旦こちらの方で持ち帰らせていただき、再度検討をさせていただきたいと思うので、よろしくお願いする。

【豊田委員長】

今の事務局からの回答で千葉委員よろしいか。ありがとうございます。

他にどなたか。では、私から良いか。

例えば資料2-1でも2-2でも良いが、実習生の受け入れに関する部分について。 例えば、幼保連携型であれば、教育実習或いは保育実習になるだろうか、地域型保育 事業であれば保育士、言葉はそのまま違う内容の話ということでよろしいか。

例えば最近は、私共もそうなのだが、なかなかこのような指導教育、保育を目指す学生たちは、高齢者関連に比べればそんなに減少しているわけではないが、逆に実施を受け入れて欲しいという依頼そのものが、必ずしも大きな内容ではない。受け入れている、受けていないということ自体は評価の対象にはならならず、受け入れる体制ができているかどうか、ということでよろしいか。

【事務局・社福】

そのとおりである。

【豊田委員長】

他にどなたかいかがか。

【黒田委員】

豊田委員の話を聞きながら「確かに」と思ったのは、施設、例えば知的障害等では、 サービス評価の他に恐らく虐待防止の評価項目も、別途ガイドラインがあり評価を行う かと思うが、この幼保連携型認定こども園や、例えば保育所等の場合は、あくまでも(評 価内容は)サービス内容であり、虐待に関する、適切な芽を摘む方法のサービスを行っ ているかというものは、別途何か資料やガイドライン等があるのか。

【豊田委員長】

事務局から,何かあるか。

【事務局・社福】

今,障害者・児福祉サービス版の評価基準が手元にないため,この場で回答出来かねる部分があるが,一度,虐待防止に関する評価項目があるかどうかについて,恐らく内容評価項目あたりに入っていると思うが,こちらの方で確認し,後日,お知らせ等させていただきたいと思う。申し訳ない。

【黒田委員】

関連して、虐待等があり、別にやるという部分は独立させ、他の項目と独立させられるといいが、もしこの中に入れ込む場合とかないとか、無い場合は絶対に何か入れ込む必要があると思う。

後は、もし他のところで入れ込んでいたものの、こちらにも入れ込めそうというのであれば、虐待に関して、職員同士が虐待予防のための取り組みをしている等をチェックするということもあっても良いと思っていた。

【事務局・社福】

障害者・児福祉サービス版の評価基準を今確認させていただいていた。評価基準の内容評価基準項目のところだが、「権利擁護」(内容評価A-1-(2))という形で障害者・児福祉サービス版の中で、「利用者の権利擁護に関する取組が徹底されている。」(連番号47)という部分があるが、この中に、例えば「原則禁止される身体拘束を緊急やむを得ない場合に一時的に実施する際の具体的な手続と実施方法等を明確に定め、職員に徹底している。」、他には「所管行政への虐待の届出・報告についての手順等を明確にしている。」等、一応虐待等に関する防止等の手続きについても、評価項目に一部入れているところがあった。

【黒田委員】

そうしたらこちらも入れた方が良いのではと思った。例えばこの間発生した,職員同士が虐待を内密にして,北海道だったろうか,結局虐待を繰り返しているというのがあったので,やはり保育所の方も検討していただくことになるのでは。

【事務局・社福】

御意見ありがとうございます。後日検討という形にさせていただければと思う。

【豊田委員長】

このような状況の中で一番私たちが敏感になり、しっかり確認させていただかなければならない、とても大切な内容だと思う。

私から良いか。

苦情解決の仕組みに関してなんですけども、例えば土井委員、「やもと赤井の里」では、苦情解決の仕組み、どのような組織になっているか教えていただけるか。

【土井委員】

苦情解決については契約の時点から示しており、窓口もしっかり示しているところである。さらには第三者委員も委嘱しているため、そのような点について御案内をさせていただくことがある。

ただ、やはり日頃からの関係性の中でしっかり話をしていただけるように、一番は、 やはりトラブルに発展することがないように適切に対応していくところが大事になって くる。一番窓口となる職員が、きちんとトラブルや苦情だけではなく、日頃からの意見 をいただけるような関係性の構築は、非常に重要になってくると思う。

【豊田委員長】

いきなり質問して失礼した。第三者委員の方は何名にお願いしているのか。

【土井委員】

二名である。

【豊田委員長】

例えば月1回或いは2ヶ月に1回という回数はどうなっているか。

【土井委員】

基本的には、評議員や監事をやっていただいている皆さんにお願いをしているので、 定期的にお会いする機会があり、ただ第三者委員まで訴えたいっておっしゃる方は、か なりトラブルになっている場合であるため、なかなか数が少ないというのが、今現実的 なところではある。

【豊田委員長】

ありがとうございました。

この場で事務局に、これは意見として申し上げるべきことではないが。そもそもこの 苦情解決の仕組み。この委員会で第三者評価事業と同様に、社会福祉基礎構造改革の断 行されたことによって、まさに利用者の権限もしっかりとしたものにしていかなくては いけないということで発足した、社会福祉法で後継化された取り組みだと思う。

少々古いデータになってしまい最近は分からないが、色々なパターンがある。一つは 土井委員のような管理職の方、苦情解決責任者、そして主任クラスの職員が苦情受け付 け担当者、そして必ず外部の第三者委員、いわゆるオンブズマン的な役割をお願いする 第三者委員の方に入っていただく。

従って、仕組みができているかどうかで言えば、この3者がしっかりと位置付けられているかということが大切になってくると思うが、実態を見ていくと、第三者の方にお願いしていない場合や、或いはほとんど組織を作ったが機能していない、作りっ放しで終わっている、或いは活動の形態も毎月1回定例的に集まるべき、或いは半年に1回ということで、決して統一されていない。やはり、この仕組み自体に対する、制度上の問題だと思っている。しかも、未だに努力義務である。「ねばならない」という規定にはなっていないため。

少し前のデータでは、やはり宮城はまだまだ全国で見ていくと、この仕組みが遅れているという認識を持っている。そういった意味では、このガイドラインとは別の次元の話になってしまうが、是非、県内の様々な事業所には、このような仕組みを作りましょうという働きかけが、また別なところで必要になってくるという印象を持った。そのようなことが、結局このガイドラインの評価を上げることに繋がっていくと感じた。申し訳ないが、個人的な感想である。

それでは、後になってからここで質問したかったということが出てこないようにという思いもあるので、委員の皆様には是非御意見お願いしたいと思うが、川口委員、行政の立場からいかがか。

【川口委員】

今,委員の皆様から色々な意見があった通り,静岡県の2件の事故,一つは幼稚園バス置き去り事件。それからもう一つは、裾野市の不適切な保育、基本的に明確な虐待案件な気がすると思うが、そういうものがなぜ起きたかというのを、やはりしっかり考える必要があると思う。

そのような意味で、厚生労働省さんも、文部科学省さんも色々検討されていると思うが、まずはそのような基準を改めていただいて、それをしっかりと周知するような流れが大事なのではと思う。

そういう意味からすると、先程から色々御意見があったが、やはり「見える化」をするというのがポイントなのではと思う。それは保育、障害、高齢サービスに関わらず、 そこで行われているサービスの内容や行われている行為、そのようなことについて、なるべく透明性を確保するということが求められているではと思う。

そういう意味からするとこの資料2-1の7ページ,3-(1)の(連番号)21。「(幼保連携型認定こども園における地域の福祉向上のための取組の実施状況,)第三者評価の受審,苦情・相談の体制や内容について公表している。」。それから,第三者評価の受審計画上,苦情相談体制や,苦情をもらったその後の改善対応の状況について公表しているということが書いてあるというのは,すごく保育内容の質の確保のため,非常に重要であり,とても賛同するものではないかと思っている。同じように11ページの(4)の(連番号)34。ここの四角の下から3番目と2つ目だが,ここについても「苦情内容に関する検討内容や対応策については,保護者等に必ずフィードバックしている。」。それから、「(苦情内容及び)解決結果等は、(苦情を申し出た保護者等に配慮したうえで、)公表している。」ということで「公表している」という文言がある。これは非常にポイントだと思っている。

一方12ページの方だと(5)の(連番号)37のところで、四角でいえば上から3番目と4番目だが、まさに今回静岡県の問題になった案件で、「子どもの安心と安全を脅かす事例の収集が積極的に行われている。」云々とあり、ここに書いてある内容が「虐待」を言葉的には含むことができると思うが、そこは曖昧な部分があり、先程黒田委員がおっしゃったような明確化する余地あると思う。

ここに書いてあることは検討を実施する等の取り組みが行われているということがあり、その改善策、再発防止策の公表と文言がないのではというところがある。やはりこのようなところを、今後、この第三者評価基準の中でもお見せするという、何とかそこで行われたことを「見える化」する意味があるのではないかという気がした。このため、色々厚生労働省も文科省も、その実態上の運営基準の要領等を色々、多分改める動

きがあるだろうがそれと連動して、このような評価基準も少し「見える化」を担保するような書きぶりの項目を持っても良いのではという気がした。

あとはもう一つ幼稚園バスである。置き去りの関係だが、多分バスの送迎はそれぞれのサービスの主たる部分ではなくて、付随業務なのではないかと思う。保育業務、保育サービスの主たる部分については項目があるが、付随するものというか、その送迎も含めて環境整備の部分についての評価の項目で少々薄いのではと率直に感じた次第である。今回子供が亡くなっているので、これは一番起きてはいけないことが起きてしまった。やはり、もう少し子供たちの身体生命に直結するリスクに関して、どういう取り組みをしているのかというのは、この第三者の評価基準の中でも、今後の検討の中で盛り込む余地が十分あり、その付随業務に関しては、しっかりとその施設が注意義務を働かせるというか、担保する意味もあるような気もするので、今後の検討の中で、そのような面も幅広くお考えいただくと良いのかなと思った次第である。

【豊田委員長】

貴重な御意見, ありがとうございました。

[豊田委員長からの依頼により、事務局側で中鉢委員音声状況を確認したが、事務局側の 声は聞こえるものの、それ以外の声はほとんど聞こえないとの指摘あり。]

【中鉢委員】

私から少し意見を述べて良いか。

【事務局・社福】

御意見お願いします。

【中鉢委員】

第三者評価というのは、保育界にとって非常に大事なものだと思っている。「苦情ではない。こうすればもっと良くなる」という、保護者や地域からの声もあるため。

特に印象受けた第三者調査員に来ていただき、色々な面でさらに雰囲気を良くするために、御意見をいただける。決して保護者ではないので、当然、保育の世界の先生方には常日頃から言っているので、進んで各施設で第三者評価を受けていただき、より良いものにするためにということである。

また、大学に38年間別な自治体にいた。今からもう三十数年前だろうか。QCサークルがあった。豊田自動車が先陣でやっていた発明であるが、いわゆる品質を高めていくもの。小集団活動、この5人で同世代をもっと高めたらとやってきた。これが果たして保育の世界で生かされるのかはまだ検討中だが、さらに案件が非常に安全、世間の目が厳しくなっている。

もちろん虐待も含めて、我々がやっぱり外からも公開しながら、これから長く品質向上に努めていきたいと思っている。当然、宮城県保育協議会の際には、第三者評価を含めて進めていきたいと思う。大変ありがとうございました。

【豊田委員長】

実は中鉢委員は、この名簿にあるように保育所の理事長兼所長の立場であるため、も し御出席いただいている場合、また様々な貴重な、御意見をいただけるのではと思い、 今日最後にまた改めてお話いただくことを聞いたところ、委員御自身から御意見をいた だいた次第である。他によろしいか。

それでは、様々な貴重な御意見、御提言等や御質問等をいただいたが、委員の皆さんからお出しいただいた様々な意見御質問等について、今回のこの事務局で提案していただいた二つの幼保連携型と地域型保育事業の、評価基準に対する反対や修正提出を求めるという御意見ではなく、あくまでもそれが補足するための表現に対する軽微な要望等にとどまるものであったと私は判断した。その意味において、今回お示しいただいた改正を、委員の皆さんお認めいただいてよろしいか。

[出席委員全員首肯]

ありがとうございます。それでは文言等に関しては、大変恐縮だが、是非委員長に一任するということで、お認めいただいてよろしいか。

[出席委員全員首肯]

ありがとうございます。それでは今後、皆様に御審議をいただいた責任のもとに、まずは内容について進めさせていただく。本当にありがとうございました。

4 その他

【豊田委員長】

私の方からは、これで一応司会進行の方は終わるが、最後の「4 その他」の部分だが、せっかくの機会なので、委員の皆様から何か、そのような部分で御報告等がもしあれば、お出しいただきたいが。何かあるか。盛委員から何かございませんか。

【盛委員】

先程の言葉の部分に戻るかもしれないが、資料2-1の1ページ目の中項目2-(1) -① (連番号2) の四角のところ三つ目で、「子どもの数・利用者(子ども・保護者)」。 「利用者」というのは子供と保護者を指しているが、先程の苦情等の部分で、「保護者等」 というのがあるが、この「等」は何を指しているのか。とりあえず「等」を付ければ良いというのであれば、付ける必要は無いし、保護者以外に苦情に対する処理を適切にし たからこういう対応をしましたと報告をするにあたって、保護者に対してするべきものであって他にするところがないと思うのだが、その「保護者等」とは誰なのか。

【豊田委員長】

せっかくの貴重な御質問だと思うので、事務局の方から回答いただいてよろしいか。 【事務局・社福】

「利用者等」のところは何ページか。

【盛委員】

「利用者」というのはそこの1ページ。例えば、11ページの(連番号)35のところで、「保護者が相談や意見を述べやすい環境」と書いてあり、ABCは「保護者が」が連続しており、四角のところで「保護者が相談したり意見を述べたり」とあるが、その後「保護者等に、その文章の配布」と書いてある。保護者以外は誰なのか疑問である。

【豊田委員長】

いかがか。「利用者等」であれば確かに保護者と子供となるが、「保護者等」となった場合には、もちろん保護者そのものと「等」の中には、どこまで含まれるのか。

【盛委員】

祖父母も親戚関係となる。保育園の隣に家を構えてる方なのかは不明だが。

【事務局・子育て】

「保護者等」としたのは、まだ利用する前、例えば利用を考えている段階の人という ところで、広く「保護者等」という書き方をした。

【盛委員】

その場合、ではそれを一体どこで公表するのかというとこである。

例えば、園内に掲示しますと言った時に、利用前の方が園に入ってきてそれを見れるのか疑問がある。今のセキュリティの都合上、恐らく保育園の資料をもらいたいですと言っても、大学のようにオープンキャンパスを開いているわけではないので、恐らく保護者の方が各市役所、保育園を管轄している市役所に、申し込みに行くときに、保育所はここですという一覧を渡されて、このような保育園があって第1希望・第2希望と多分選ぶと思うが、いざ実際その保育園の中身を見ると、今のお父さんお母さん世代は恐らく、まずSNSから入る。実際保育園に足を運ぶかというと、運ばない。運んだところで利用希望者ですと言った時に、では保育園が中に入れてくれるか。中を見せてくれるか、ということもあるし、やはりセキュリティ上、そこは、子供を抱えてステップアップしてくれば、もしかしたら園によっては、その辺の判断で「どうぞ」となるかもしれない。

実際、僕も1人目が生まれたときに、保育園の資料を1人目の子が行った保育園に取りに行ったが、やはりその時は、インターホン越しでこういうわけで資料が欲しいと言って、ちょっとしたパンフレットのようなものを、(職員の方に)出てきてもらい、入口の柵越しでもらったということもあるので、実際利用してないと、中には入れない。多分入りたいと思っても、このような御時世なので、それを申し出にくい。かといって、SNS等が保育園等で充実しているかというと、実際、株式会社でやっている保育園は割とホームページSNSが充実しているが、社福でやっているところは、はっきり言って力を入れていない。となると、保護者からその保育園の情報や、今までこのようなクレームがこの保育園は出たのかとか、知りたくても知ることができないのでツイッター頼みになって調べてみる。では、そのツイッターの情報は確かかとなると、この御時世なので、ただのクレーマーみたいな親が書き込んでいるのもある。となると、本当の保育園側からの情報を取るということもできないので、「等」と言った時に、曖昧すぎると思う。言い方が悪いかもしれないが、行政の濁しの常套句じゃないが、「何とか等」にしておけばとりあえず全部入るだろうという感じに受け取れてしまう。ということを、ふと思った。

【豊田委員長】

保護者代表の立場からの質問だったが、委員からの御指摘を受けた、例えば、「保護者等」という言葉を使う場合には、どこか別の面においてただし書きで、「ここまでの範囲を保護者等とする」というふうな説明があればいいかもしれない。保護者のみではなく、ここまでの範囲で捉えている、というものがあれば、御理解や納得していただけると思う。ありがとうございました。

それでは、ただいま盛委員から出された貴重な御意見も踏まえて、まずは、お示しい ただいた改正案、これに基づき、細かな部分での文言修正訂正等を御審議いただくとい うことで、終了させていただく。

まず、何はともあれ年末のしかも足元の大変悪い中、委員の皆様には御臨席いただき まして感謝申し上げる。

また、事務局の皆様も毎回膨大な資料を、しかも本当に綿密な文章作成さぞ御苦労なさってらっしゃると思う。本当に御苦労さまでした。

以上で本日の審議、私の担当分は終了させていただく。御協力ありがとうございました。

5 閉会

【司会:室野井班長】

豊田委員長ありがとうございました。

以上で本日の委員会は終了させていただく。本日はお忙しい中御出席いただき, ありがとうございました。